（病床転換支援金等を納付する都道府県に係る算定政令第二条第五項及び第六項の厚生労働省令で定める算定方法の特例）

第四条の二　令和六年三月三十一日までの間、都道府県について、第六条の二を適用する場合においては、同条第一号ロ(2)中「後期高齢者支援金」とあるのは「後期高齢者支援金及び高齢者医療確保法の規定による病床転換支援金」とする。

（削る）

第四条の六第一項第三号イ(2)の被保険者の数		附則第四条第一項の規定により読み替えられた算定政令第四条の六第一項第三号イ(2)の一般被保険者の数
第四条の六第一項第一号ロ(1)の被保険者の数		附則第四条第一項の規定により読み替えられた算定政令第四条の六第一項第一号ロ(1)の一般被保険者の数
第四条の六第一項第一号ロ(2)の被保険者の数		附則第四条第一項の規定により読み替えられた算定政令第四条の六第一項第一号ロ(2)の一般被保険者の数
第四条の六第一項第一号ロ(3)の被保険者の数		附則第四条第一項の規定により読み替えられた算定政令第四条の六第一項第一号ロ(3)の一般被保険者の数
第四条の六第一項第三号ロ(1)の被保険者の数		附則第四条第一項の規定により読み替えられた算定政令第四条の六第一項第三号ロ(1)の被保険者の数
第四条の六第一項第三号ロ(2)の被保険者の数		附則第四条第一項の規定により読み替えられた算定政令第四条の六第一項第三号ロ(2)の被保険者の数
第四条の六第一項第三号ロ(3)の被保険者の数		附則第四条第一項の規定により読み替えられた算定政令第四条の六第一項第三号ロ(3)の被保険者の数
第六条の六の表の下欄	に属する被保険者の数	に属する一般被保険者の数
第十八条	第二十四条第二項	附則第四条第一項の規定により読み替えられた算定政令第二十四条第二項
第十九条	被保険者	一般被保険者
	第二十七条	附則第四条第一項の規定により読み替えられた算定政令第二十七条
第十九条第二号	被保険者	一般被保険者

（病床転換支援金等を納付する都道府県に係る算定政令第二条第五項及び第六項の厚生労働省令で定める算定方法の特例）

第四条の二　令和六年三月三十一日までの間、都道府県（退職被保険者等所属都道府県を除く。）について、第六条の二を適用する場合においては、同条第一号ロ(2)中「後期高齢者支援金」とあるのは「後期高齢者支援金及び高齢者医療確保法の規定による病床転換支援金」とする。

2　令和六年三月三十一日までの間、退職被保険者等所属都道府県について、附則第三条の規定により読み替えられた第六条の二を適用する場合においては、同条第一号ロ(2)中「後期高齢者支援金」とあるのは「後期高齢者支援金及び高齢者医療確保法の規定による病床転換支援金」とする。